第四条

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第五条

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。この目的のため、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、誠実に協議を行う。

3　この条の規定は、一方の締約国が、関税同盟、自由貿易地域若しくは通貨同盟、これらに類する同盟若しくは自由貿易地域の実現を内容とする国際協定（そのような連合協定を含む。）又は他の形態の地域的な経済協力であって、当該一方の締約国が当事者であり、又は当事者となるものにより与える待遇、特恵又は特権に伴う利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

4　この条に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の二国間又は多数国間の国際協定の投資紛争の解決に関する規定（第十八条に規定する制度に類するもの）により第三国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

第六条

1　一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

4　各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関し、各締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する自国の制限的な措置であってこの協定の効力発生の日に存在するものを削減し、又は撤廃するよう努める。

第七条

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八条

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i)　要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii)　要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

(h)　自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(i)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j)　自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第九条

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第十条

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する合理的な機会を与えるよう努める。